

information

お知らせ

市民参加推進会議委員募集

市民参加条例の適正な運用状況のチェックや市民参加の推進について、検討します。

募集区分①市民団体代表枠 ②市民枠

令和4年7月19日現在18歳以上で、①は市内の地域団体等の代表の方

定各3人(選考)

任期委嘱日2年間(年4回程度開催)

報酬1万円(1回)

他選考基準・方法等詳細はお問い合わせください

8月19日(必着)までに、直接、郵送またはファクスで作文(400字以内・課題Ⅱ)市民参加を進めるために必要なこと、400字以内・課題Ⅱ応募への意気込み、団体名・代表者名・団体所在地(①のみ)、氏名(②のみ)、年齢、性別、電話番号を明記し、企画政策課企画政策係(〒184-8

ご利用ください 7月の休日窓口

開設時間午前9時～午後1時

開設窓口市民課、保険年金課国民健康保険係、子育て支援課手当助成係(3日のみ)、納税課(3日のみ) ※一部取り扱いできない業務(後期高齢者医療事務・国民年金事務・市税証明書交付事務ほか)もあります

7月 〇は休日窓口開設日
日 月 火 水 木 金 土
3 4 5 6 7 8 9
10 11 12 13 14 15 16
17 18 19 20 21 22 23
24 25 26 27 28 29 30
31

504住所不要・市役所本庁舎2階 ☎042-387-9800 FAX 042-387-1224

スポーツ環境充実に向けたアンケートにご協力を

市のスポーツ振興施策の方向性を定めるスポーツ推進計画策定の一環として、アンケートを実施します。

市内在住の小学生以上の方

回答方法市ホームページから



市ホームページ

政治家の寄附は禁止 寄附禁止のルールを守って 明るい選挙の実現を

7・8月を中心に「政治家の寄附禁止」の啓発活動を行います。

政治家は贈らない 有権者は求めない

政治家(候補者、候補者になろうとしている者および現

企画政策課企画政策係 ☎042-387-9826、土曜・日曜・祝日は市役所代表 ☎042-383-1111

に公職にある者)が選挙区内の人や団体にお金や品物を贈ることは、法律で禁止されています。また、政治家に寄附を求めることも禁止されています。

固定資産評価員に 小澤賢治副市長が就任

固定資産評価員に、小澤賢治副市長が令和4年第2回市議会定例会において、議会の同意を得て、6月3日付けで就任しました。

固定資産評価員に、小澤賢治副市長が令和4年第2回市議会定例会において、議会の同意を得て、6月3日付けで就任しました。

市長の資産等報告書等の閲覧

市では、「政治倫理の確立のための小金井市長の資産等の公開に関する条例」に基づき提出された市長の資産等報告書等、所得等報告書および関係書類を閲覧することができます。

監督委員に 部谷真起子氏を 選任

6月8日をもって任期満了となった監督委員の後任に、部谷真起子氏が令和4年第2回市議会定例会において、議会の同意を得て、選任されました。



なお、任期は6月9日～令和8年6月8日です。58歳、立川市在住。

連会社等報告書を公開しています。これらの報告書は、どなたでも申請のうえ閲覧することができます。

閲覧場所7月4日から、情報公開コーナー(市役所第二庁舎6階)

食品の放射能を測定

毎週金曜日(1日1検体) 所上之原会館

測定者市放射能測定器運営連絡協議会

測定結果申込者に市から直接通知します

本造住宅耐震診断・改修等費用助成制度

大地震に備えて自分の住宅の耐震診断を行い、必要に応じて耐震補強をすることが重要です。

助成は1回のみにあります。市内の一定の要件を満たす木造住宅の耐震診断に要した費用の一部を助成します。

助成金額10万円を上限に、耐震診断費用の3分の2以内(千円未満は切り捨て)

耐震改修費用の助成

市内の一定の要件を満たす木造住宅の所有者が耐震診断を行い、診断に基づき耐震改修または除却を行う場合に、要した費用の一部を助成します。

耐震診断を行った結果、市の定める耐震基準に適合しない住宅を所有し、市の定める耐震基準に適合する改修または除却を行った個人

助成金額耐震改修は60万円、除却は30万円を上限に、要した費用の2分の1以内(千円未満は切り捨て)

共通

市道の現況測量を実施

道路台帳平面図補正のため、市道の現況測量を実施します。

期間11月～令和5年3月 対象地区市内全域

マイナンバーカード未取得の方へ 交付申請書を再送付

7月中旬より、マイナンバーカードをお持ちでない方(一部の方を除く)に、二次

◆◆各種審議会等の開催日程◆◆

Table with 5 columns: 名称, とき, ところ, 内容, 問合せ. Lists various committees and their meeting schedules.

※感染症拡大防止のため、傍聴については事前にお問い合わせください

元コード付きの交付申請書が順次送付されます。詳細は、マイナンバーカード総合サイト(https://www.kojinbangou-card.go.jp)をご覧ください。

定の条件を満たす私道を所有する方は、申請によって固定資産税・都市計画税が令和5年度以降、非課税扱いとなります。なお、分筆して道路となっている場合や、すでに非課税となっている私道は、申請の必要はありません。